

平成24年3月30日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

茨城県知事 橋本 昌

茨城県産野菜の出荷制限解除後の検査計画の見直しについて

平成24年3月12日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）Ⅱの8に基づき、下記の出荷制限の解除後の検査計画を、別紙のとおり見直したので、提出する。

記

- ・ ホウレンソウ（北茨城市及び高萩市産を除く）、カキナ及びパセリについて、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年3月21日付け指示及び平成23年3月23日付け指示に関し提出した、平成23年4月17日付け申請
- ・ 北茨城市及び高萩市産のホウレンソウについて、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年4月17日付け指示に関し提出した、平成23年6月1日付け申請

(参考)

主な変更点

- 1 解除後の計画のうち「2 現在までの検査結果」を以下のとおり変更する。

変更前：

出荷制限解除前の検査実績を記載。

変更後：

直近1ヶ月の検査結果が、すべて基準値を大幅に下回っている。

- 2 解除後の計画のうち「3 解除後のモニタリング計画」を以下のとおり変更する。

変更前：

ハウレンソウ、カキナ及びパセリについてこれまでと同様の検査を実施する旨記載。

変更後：

ハウレンソウ及びパセリについては、これまでと同様の検査を実施。検査頻度について、直近1ヶ月の検査結果がすべて基準値を大幅に下回るため、概ね月1回程度とする。カキナについては、今後は、出荷制限解除に係る検査ではなく、一般食品として引き続き検査を実施する。

- 3 解除後の計画のうち「5 出荷制限区域のハウレンソウが出荷されないことの確保」を以下のとおり変更する。

変更前：

出荷制限区域のハウレンソウが出荷されないことの確保について記載。

変更後：

削除。

- 4 解除後の計画のうち「5 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応」を以下のとおり変更する。

変更前：

- 5 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応
暫定規制値を超える結果が出た場合、県は即座に当該市からの出荷自粛を要請する。また、周辺地域の拡がりを確認するための検査を行う。

変更後：

- 5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合、県は即座に当該市からの出荷自粛を要請する。また、周辺地域の拡がりを確認するための検査を行う。

ハウレンソウ及びパセリの出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除した範囲

ハウレンソウ，カキナ及びパセリ：県下全域

2 現在までの検査結果

直近1ヶ月の検査結果が，すべて基準値を大幅に下回っている。

3 解除後のモニタリング計画（別添参照）

県は，解除後も福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は，出荷期間中，ハウレンソウ及びパセリについては，これまでと同様の検査を実施する。

検査頻度について，直近1ヶ月の検査結果がすべて基準値を大幅に下回るため，概ね月1回程度とする。

なお，カキナについては，放射性セシウムが暫定規制値を超過していないことから，今後は，出荷制限解除に係る検査として実施するのではなく，一般食品として引き続き検査を実施する。

4 出荷先等の把握

県は，出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し，出荷先や販売先の記録の保存を求め，出荷先等を捕捉可能とする。

5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合，県は即座に当該市からの出荷自粛を要請する。また，周辺地域の拡がりを確認するための検査を行う。

(別添)

ハウレンソウ及びパセリの検査計画表 (当面の予定)

品目	市町村名	4月	5月	6月
ハウレンソウ	日立市	○	○	○
	常陸太田市	○	○	○
	常陸大宮市	○	○	出荷終了
	那珂市	○	○	○
	茨城町	○	○	○
	東海村	○	○	○
	鉾田市	○	○	○
	つくば市	○	○	○
	筑西市	○	○	○
	坂東市	○	○	出荷終了
	桜川市	○	出荷終了	
	八千代町	○	○	○
パセリ	鉾田市	○	○	○
	行方市	○	出荷終了	